

## シティ信金でんさいサービス 店舗統合に関するQ & A

シティ信金でんさいサービス

ご契約者 各位

大阪シティ信用金庫 事務部

電話番号 06-6201-3061

このたび当金庫では、ホームページ（トップ画面）「店舗統合のお知らせ」等にてお知らせのとおり、店舗統合を実施させていただきます。

つきましては、廃止店舗でお取引いただいているお客さまの店舗統合日前後の注意点を以下のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

Q 1	取引店舗が変更になりますが、何か手続きが必要ですか？
A 1	お手続きの必要はなく、引き続き統合店舗でご利用いただけます。
Q 2	取引先に利用者番号等の決済口座情報を伝えていますが、何か連絡することはありますか？
A 2	利用者番号に変更はありませんが、お取引店が変更になることから、お取引先さまに決済口座情報を通知していただく必要があります。 【決済口座情報とは】 ①利用者番号 ②取引金融機関名・金融機関コード ③取引店舗名・店舗コード ④でんさいネットへ登録の預金科目・口座番号・口座名義 ※ ①、②に変更はありません。 ※ ③は、店舗統合により変更となります。 ※ ④は、原則として変更はありませんが、口座番号が変更となるお客さまにつきましては、別途、ご連絡いたします。
Q 3	店舗統合日をまたぐでんさいの受け取り、発生は可能ですか？
A 3	可能です。
Q 4	現在、受け取り、発生させているでんさいの支払期日が店舗統合日以降となっていますが、何か手続きが必要ですか？
A 4	お手続きの必要はありません。 通常どおり、支払期日当日に統合店舗にて決済されます。
Q 5	その他、制約事項はありますか？
A 5	<b>記録請求等の仮登録状態および融資（割引）申込中状態の登録内容は、店舗統廃合日をまたぐことはできません。</b> 記録請求等の仮登録状態につきましては、最終営業日までに「承認」していただき、取引の成立をお願いします。 また、融資（割引）申込につきましては、最終営業日までに資金化されるよう、お早目にご準備をお願いいたします。

以上